

はい!

消費生活相談窓口です

気をつけたいトラブル

ネットで検索した無料相談、
実は、探偵（調査会社）で費用を請求された！



⚠ ネット検索の結果画面、上位は広告

ワンクリック請求や
心当たりがない請求メールの連絡はしないで！



Q：相談窓口をインターネットで調べたら、検索結果の上位に公の相談窓口と似ている名称がでましたが、公の相談窓口とは違うのですか？

A：リスティング広告と言い、キーワードにマッチした検索結果の画面の上位には広告がでることがあります。県の消費生活センターと似ている名称が使われていることや「24時間相談無料」と書いてあるため、電話をかけてしまうケースがあります。民間の探偵（調査会社）であり、何らかを依頼すれば費用を請求されます。ワンクリック請求や心当たりがない請求メールは無視をし、心配なら右記の相談窓口をご利用ください。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

役場住民生活課

☎0859-54-5210（平日）

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648（平日・土日）

八橋警察署

☎0858-49-0110

*毎月第4火曜日は専門員による相談と出前講座の日です。

労働セミナー

「ほう・れん・そうで築く（気づく）
職場のコミュニケーション」（参加無料）

- ◆日時 10月7日（金）
13時30分～15時
- ◆場所 米子市立図書館2階研修室
- ◆講師 キャリアコンサルタント
桑本玉枝さん
- ◆定員 60人
- ◆申込み 電話またはファクシミリでお申し込みください。

※失業給付受給中の方は、求職活動の実績になります。

- ◆共催 米子市立図書館
- ◆申込み・問い合わせ先
鳥取県中小企業労働相談所みなくる米子
☎0859-31-8785
FAX0859-21-0034

ごみ分別のポイント

『思い立ったが、吉日』

使い捨てカイロは

可燃ごみで出してください

分別区分が変更になっています、ご注意ください。

缶・びん（飲料や食品のびん）を出すときは・・・

缶とびん（割れたものを含む）は一つの袋で一緒に出せます。

キャップやふた（不燃ごみ）を外し、中身を空にしてきれいに洗って出してください。

空き缶はつぶさずに出してください。

※ひどくさびた缶、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、オイル缶、ワックス缶、ペンキ缶、化粧びんなど、飲料や食品以外のびんは不燃ごみで出してください。

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎0859-54-5210